

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針

当社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融並びに外国為替法令等に基づく制裁違反対策を経営の重要課題の一つとして位置づけ、関係法令等を遵守し、実効性のある管理態勢を確立します。

(1)経営陣の関与

経営陣は、マネー・ローンダリング等リスクが経営上重大なリスクになり得る との理解の下、主体的かつ積極的にマネー・ローンダリング等対策に関与し、対 応の高度化を図る。

(2) リスクベース・アプローチ

国によるリスク評価の結果(犯罪収益移転危険度調査書、拡散金融リスク評価書)等を勘案しながら、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネー・ローンダリング等リスクを特定・分析・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる。

(3) 顧客管理

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引に応じた顧客管理を行う。また、 取引記録の定期的な調査・分析を行い、顧客管理措置の見直しを行う。

(4)経済制裁及び資産凍結

外為法令等に基づく経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を 適切に実施する態勢を整備する。

(5) 疑わしい取引の届出

日常的な業務やモニタリングで判明した疑わしい取引については、適切に当局 へ届出を行うとともに、必要に応じて届出の状況等をリスク管理態勢の強化に活 用する。

(6) 研修等の実施

役割に応じた適切かつ継続的な研修等を行い、組織全体として、マネー・ローンダリング等対策に係る理解を深め、専門性・適合性等の維持・向上を図る。

(7) 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等対策の遵守状況を定期的に点検し、その点検結果を踏まえ、継続的な態勢改善に努める。

以上